

「知的財産推進計画2024」の策定に向けた意見募集に対する意見書

2024年（令和6年）3月22日

日本弁護士連合会

2024年2月26日に意見募集が開始された「「知的財産推進計画2024」の策定に向けた意見募集」に関して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

生成AIと著作権の問題については、AI技術の発展、これに伴うAI開発事業者、AI利用者、創作者、著作権者等の関係者の利益状況及び各国の対応状況等に注意を払い、必要な場合には速やかに立法的措置を講じることができるよう検討を継続すべきである。また、いわゆる「僭称著作物問題」についても、対応の検討を進めることが必要である。

第2 意見の理由

1 著作権法改正とAI技術の発展

IOT・ビッグデータ・人工知能（AI）等の「第4次産業革命」に関する技術を活用したイノベーション創出のニーズから、従来の条文を整理統合した上で、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用を一定の要件のもとで権利制限の対象とする著作権法第30条の4が創設された。

その後約6年が経過したが、この間にAI技術は目覚ましい発展を遂げており、利用者の指示によって、テキスト、画像、音声、映像等のコンテンツが様々なレベルの自律性をもって生成可能となる「生成AI」の登場によって、AI事業者だけでなく一般ユーザーによっても、容易に汎用的かつ高品質なコンテンツが大量に制作可能となった。

生成AIは、様々な分野で革新をもたらすことが期待される一方で、人間が創作するものと見劣りしない品質のコンテンツを桁違いの規模とスピードで生成することができ、その開発や利用によって平成30年著作権法改正時には十分に議論されていなかった著作権法上の問題点も顕在化している。

そのような中で、生成AIの開発・利用が著作権侵害となるのではないかと懸念の声があり、AIの発展を推進する立場及び創作者や著作権者の不利益を憂慮する立場の双方から様々な意見が述べられている。

2 本考え方の公表とその評価

このような状況を踏まえ、令和6年3月15日、文化審議会著作権分科会法律制度小委員会により、生成A Iと著作権に関する考え方を整理した「A Iと著作権に関する考え方について」（以下「本考え方」という。）が公表された。

この点、A Iと著作権の問題をめぐる法の解釈・適用については、最終的には個別具体的な事案に応じて行われる司法判断によるべき事項ではあるが、現時点でA Iと著作権に関する裁判例はなく、このまま判例の蓄積を待っている、A I開発事業者、A I利用者、創作者及び著作権者にとって、法的な予見可能性が低い状態が続いてしまうことも懸念されるところである。

そのため、政府による一種のガイドラインとして、本考え方のおり論点整理と解釈指針を示すことには、一定の意義があるものと考えられる。

3 検討継続の必要性

生成A Iと著作権の問題は非常に多岐にわたるが、その中でも、いわゆる作風模倣の問題（特定のクリエイターの作品のみを学習データとして追加的な学習を行うことで当該作品群の影響を強く受けた生成物を生成することを可能とする行為）や海賊版模倣の問題は、実務上も影響が大きい重要論点の一つであると考えられる。これらの点については、本考え方でも一定の見解が示される一方で、いわゆる表現上の本質的特徴が維持されていない場合でも特定のクリエイター又は著作物に対する需要がA I生成物によって代替されてしまうような事案が生じる場合、著作権法第30条の4ただし書に該当し得ると考える余地があるとする意見や、海賊版等の権利侵害複製物である旨の認識を有しながら、又はその認識を有しないが通常有するべきであったにもかかわらず、当該権利侵害複製物をA I学習に用いるため著作物の複製等を行った場合には著作権法第30条の4ただし書への該当可能性を高める要素となるとの意見も紹介されており、また、本考え方に対する意見募集の段階でも様々な立場から関心が寄せられた事項でもあり、今後も、さらに議論を深める余地がある。

また、もとより、A I技術は、今も飛躍的に進歩していきおり、本考え方による解釈指針をもってしても十分に対処できず、または、同指針に対する価値判断に変容をもたらすような事象が発生する可能性も否定できない。

さらには、欧州連合（E U）の欧州議会が世界初となるA Iの包括的な規制法案（A I法案）を可決し、今後E U理事会において採択された後に順次施行される見込みである等、A Iについては、世界各国でも様々なルール作りが検討され、進められている。生成A Iの開発・利用は、インターネットを通じて、

世界的規模で行われるものであり、また、生成A I及びその生成コンテンツは、国際的な流通が容易であって、世界中に影響を及ぼし得るところであって、この意味でA Iに国境はないのであるから、A Iと著作権の問題は、国際的に共通の考え方やルールとの整合性も確保していく必要がある。

そこで、A Iと著作権の問題については、本考え方の公表で終わるのではなく、今後も、各国の動向やさらなるA I技術の発展、これに伴う関係者の利益状況等に注意を払い、必要な場合には速やかに立法的措置を講じることができるといふように検討を継続すべきである。

4 いわゆる「僭称著作物問題」について

ところで、生成A Iに関する著作権法上の問題点としては、A Iが生成したコンテンツについて人間が創作したものであると明示又は黙示に僭称された場合に法的にどのように対処するかという問題がある（いわゆる「僭称著作物問題」）。

人間による指示に何ら創作意図や創作的寄与がなく、A Iが自律的に生成した単純なA I生成物は、機械的作業の結果に過ぎないため、基本的には著作物性が認められないのであるが、上記のような僭称が許されてしまうと、本来は著作権で保護されないものが保護され、実在しない著作者又は著作者でない者に著作者人格権が与えられるという形となってしまう、しかも著作者が実在しない場合には、権利の存続期間もさらなる虚構を重ねることとなってしまう。また、生成A Iでは人間より遥かに高い生産性で創作物が生成可能となっており、A I利用者による情報独占も懸念される。さらに、僭称が発覚した場合には、僭称されたコンテンツのライセンス契約やビジネススキームが崩壊する恐れも生じる。

この僭称著作物問題については、本考え方においても債務不履行責任や不法行為責任等の民法上の責任及び詐欺罪の成立可能性について言及されているところではあるが、著作権制度の根幹に関わり、かつ、著作権関連ビジネスにも重大な影響を与え得るものであると考えられることから、重要問題として位置付けた上で、著作者でない者の名を著作者と僭称して複製物を頒布することを罰する著作権法第121条の適用又は法改正の要否も含め、対応の検討を進めることが必要である。

以上